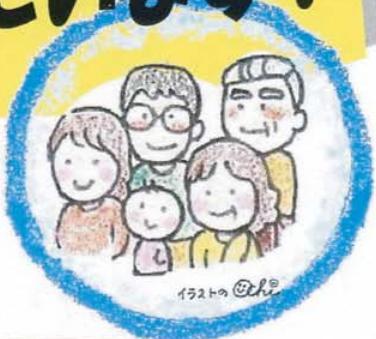


あなたのくらしがねうわれています！

「身近な 消費者トラブル」

ひとりで悩まないで
ご相談ください！



訪問販売で

- ① 「このままだと、家が大変なことになる！」と言われて契約したけど、やはり、やめたい…
- ② 断ったのに、帰ってもらえず、仕方なく、契約してしまった。など

この他にも友人や知人から「もうかる！」と言われて契約したが…など 様々な消費者トラブルがあります！

法律で定められた取引の所定の期間内ならクーリング・オフ（無条件解約）ができます。

また、期間外でも販売方法に問題があるようなら、取り消しなど交渉できる場合があります。

契約してしまっても、あきらめないで、まずはご相談ください。

電話勧誘で

- ① 「以前の契約が終了してありません。終了するためには手続き必要」と新たな契約を迫られた。
- ② 皇室写真集を勧める電話がかかった。断るつもりで「結構です」と言ったのに、写真集が届いた。
- ③ 「絶対にもうかる」と投資を勧められた。など

SF商法

- ① 「無料！ または 格安！」 「いいものをあげる」と誘わされて出向いた。そこで、健康に関する話を面白おかしく聞かされ、盛り上がり、勢いで高額な健康器具を購入してしまった。など

鬼北町消費生活相談窓口

(毎週水曜日は専門の相談員が対応します。)

役場 産業課 商工観光係

☎ 45-1111 内線263